

那須南病院ばっ気ブロワー等取替工事

特記仕様書

南那須地区広域行政事務組合

第1章 総 則

この仕様書は、南那須地区広域行政事務組合（以下「組合」という。）が発注する那須南病院のばっ気ブロワー等取替工事に適用するものとする。

第1節 計画概要

1 工事概要

本工事は、地下浄化槽のばっ気ブロワー及び汚泥ブロワーが老朽化しているため、新しい機器の設置を目的とする。

2 工 事 名

那須南病院ばっ気ブロワー等取替工事

3 工事場所

栃木県那須烏山市中央3丁目2番13号
南那須地広域行政事務組合立那須南病院

4 工事概要

- (1) ばっ気ブロワー及び汚泥ブロワーを交換
- (2) 既存品を撤去処分（産業廃棄物処分等）

5 機種・台数等

- | | |
|----------------------------------|-----|
| (1) ばっ気ブロワー（口径 100／4.5 k w／200V） | 1 台 |
| (2) 汚泥ブロワー（口径 50／2.2 k w／200V） | 1 台 |

6 工 期

工期は、契約締結日の翌日から令和8年1月31日までとする。

7 特記事項

- (1) 既存設備の移設

工事計画上又は工事の方法上、既存の設備、装置、機器が障害となる場合は、組合の承諾を得てこれを撤去又は移設してよいものとする。なお、その費用については受注者の責任と負担で行うこととする。

- (2) 工程会議

必要に応じて、適時工程会議を開催する。工程の検討のほか、施工状況の確認を行う。

- (3) 各種工事の検査・確認・立会い（現場検査）

施工状況によっては、現場において検査を行う。

第2節 施設機能の確保

1 適用範囲

本仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されない事項について、また、本工事の目的達成のために必要な設備（装置）、性能を発揮させるため、若しくは工事の性質上当然必要と思われるものについては協議するものとする。

2 疑義

本仕様書、設計図書又は工事中に疑義の生じた場合には、その都度書面にて組合と十分な協議を行い、その指示に従うとともに、内容を十分に了解した上でその記録を保存することとする。

3 変更

- (1) 本仕様書に適合しない箇所が発見された場合及び設計図書によっては、本施設の機能を全うすることができない箇所が発見された場合、設計図書に対する改善変更については協議するものとする。
- (2) 工事中、設計図書に対し、部分的変更を必要とする場合には、機能及び維持管理上の内容が下回らない限度において、組合の指示又は承諾を得て変更することができるものとする。
- (3) その他、本工事にあたって変更の必要が生じた場合は、組合の定める契約条項によるものとする。

4 性能と規模

本施設に採用する設備、装置及び機器類は、本工事の目的達成のために必要な能力と規模を有し、かつ管理的経費の節減を十分考慮したものとする。

第3節 引渡し

竣工後、組合に正式引渡しするものとする。竣工とは、設計図書による工事を全て完了し、所定の性能が確認された後、契約書に規定する竣工検査を受け、これに合格した時点とする。

第4節 その他

1 関係法令等の遵守

本工事の施工にあたっては、関係法令を遵守する。

2 許認可申請

工事内容により関係官庁へ認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、受注者はその手続きは速やかに行い、組合に報告する。また、工事範囲において組合が関係官庁への許可申請、報告、届出等を必要とする場合、書類作成等について協力する。

3 施 工

本工事に際しては、次の事項を遵守する。

(1) 安全管理

工事中の危険防止対策を十分に行い、併せて作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないよう努める。

(2) 現場管理

資機材搬入路、仮設事務所等については、組合と十分協議して確保する。また、整理整頓を敢行し、火災、盗難等の事故防止に努める。

(3) 仮 設

工事に必要な仮設工事は受注者の責任及び負担により実施する。

(4) 発生材の処理

工事に際して生じる発生材は、全て構外に搬出し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「再生資源の利用の促進に関する法律」、「建設副産物適正処理推進要項」、その他関係法令等に従い、受注者の負担で適正に処理し、組合に報告する。

(5) 復 旧

他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努めるものとし、万一損傷、汚染が生じた場合には、組合と協議のうえ、受注者の負担で速やかに復旧する。

4 保 証

(1) 調達機器の保証期間中に発生した故障で、受注者の業務上の不備によると認められる故障及び発注者の過失によらない故障は、速やかに無償で修復すること。

(2) 工事完成検査後の1年間は、通常使用により発生した不具合の修理を無償で対応すること。

(3) 受注者の業務上の不備と認められる故障は、当該保証期間終了後も無償で修復を行うこと。

5 その他

(1) 本工事に係る費用の積算にあたっては、現場を確認すること。その際は、那須南病院 総務課管財係まで連絡すること。(TEL:0287-84-3911)

(2) 現場の確認にあたって知り得た内容については、守秘義務を課すものとする。

(3) 資材等の搬入、搬出及び設置にあたっては、病院内の業務に支障が生じないように注意するとともに、職員の指示に従うこと。

(4) 作業の実施は病院と打合せの上、極力短時間となるように、計画的に実施すること。

(5) この仕様書に定めのない事項については、その都度、組合と施工業者とが協議して取り決めるものとする。